職場内で回覧をお願いします。

けんぽだより

2019年 5月

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

従業員の健康維持・増進のため 特定保健指導を受けましょう！

特定保健指導とは？

健診結果より、メタボリックシンドロームや生活習慣病のリスクがある従業員様を対象とした、保健師等による生活習慣の改善を目指すためのサポートです。

メタボリックシンドロームとは？

メタボリックシンドロームとは、心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病などを発症する原因の一つです。「特定保健指導」を受けて、メタボを改善しましょう！

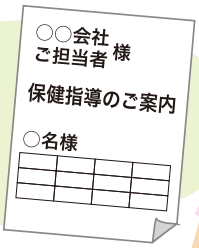

POINT

※健診日当日に特定保健指導を実施できる健診機関もあります。
健診の待ち時間に行えますので、後日、事業所様に日程調整をしていただく負担が減ります！

健診受診後、ご本人様に健診結果が届く。

健診受診 2～3 か月後を目途に、事業所様あてに**「保健指導のご案内」**が届きます（協会けんぽの場合）。
※保健指導実施機関によって案内方法が異なる場合があります。

動機づけ支援の方

メタボ黄色信号

自ら実行

3か月以上経過後

達成状況の確認

積極的支援の方

メタボ赤信号

達成状況の確認

ー事業所ご担当者様へのお願いー

◆特定保健指導を受けられるように、面談場所の確保、日程調整等ご協力をお願いいたします。

◆協会けんぽの保健師等もしくは保健指導実施機関の保健師等から、取り組み状況や達成状況の確認について、事業所様を通して特定保健指導対象者の方に ご連絡する場合がございますので、お取次ぎをお願いいたします。

特定保健指導の実施率は、インセンティブ（報酬金）制度の指標となっております。特定保健指導を受けていただくことで、協会けんぽ千葉支部の健康保険料率を下げる力につながります。

お問い合わせ先 TEL：043-308-0525（健診・特定保健指導専用ダイヤル）

医療費が高額になりそうな場合は 限度額適用認定証をご利用ください

入院や手術等で高額な医療費がかかってしまう場合、事前に申請していただき、限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示していただくことで、自己負担限度額までに金額を抑えることができる 制度となります。

例：総医療費（医療費の10割）が100万円、自己負担額が3割負担の場合※1

支払額 **30万円** → **限度額適用認定証を利用していれば・・・**※2 → 支払額（自己負担限度額） **約57,600円**

※1 対象者が70歳未満であり、被保険者の標準報酬月額が26万円の場合（自己負担限度額は被保険者の標準報酬月額によって異なります）
※2 限度額適用認定証を複数の医療機関（薬局含む）で利用した場合など、別途で高額療養費支給申請書の申請が必要な場合がございます。
（払い戻しまで診療月から3か月以上お時間をいただきます）

申請から利用までの流れ

①「限度額適用認定申請書」を加入先の協会けんぽ支部へ提出

②協会けんぽにて限度額適用認定証を発行

③ご指定の場所へお届け（①から1週間～10日程度かかります）

④医療機関に健康保険証と限度額適用認定証を提示

●申請書はホームページからダウンロード出来ます。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3020/r151

～70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証について～

平成30年8月以降、70歳以上75歳未満の方で高齢受給者証の「一部負担の割合」が「3割」となっている方のうち、被保険者の所得区分が「標準報酬月額28万～79万円」の方、「一部負担金が2割で平成30年度の住民税が非課税」の方は限度額適用認定証または限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を適宜ご申請ください。その他の場合は、限度額適用認定証のご申請は不要となりますのでご注意ください。

お知らせ

木更津年金事務所の協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします。

このたび、全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部では、これまで木更津年金事務所で開設しておりました協会けんぽ出張窓口を2019年6月28日（金）をもちまして閉鎖させていただきます。ご利用のお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

～申請書は郵送でご提出ください～

協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口（6月の開設日）

木更津・船橋年金事務所出張窓口
（開設日：月初日・月曜日・水曜日・金曜日）

2019年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23／30	24	25	26	27	28	29

市川年金事務所出張窓口
（開設日：月初日・火曜日・木曜日）
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

2019年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23／30	24	25	26	27	28	29

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日（祝日を除く）まで開設しております。　　開設日

メルマガ登録はこちら▶

ホームページ
協会けんぽ千葉　検索

協会けんぽ年金事務所 出張窓口　開設時間　AM8:30～12:00　PM13:00～17:15　※12:00～13:00は不在となります。

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階
TEL：043-308-0521（代表）※電話のおかけ間違いにご注意ください。